

GYOSEISHOSHI HOKKAIDO

NO.
355

行政書士北海道

2024

新年



行政書士北海道 contents

2024

新年

No.355



今号の表紙

「冬の摩周湖」

新年号の表紙は摩周湖です。

摩周湖は、北海道の東部にある神秘的な湖です。約7000年前の大噴火でできたカルデラ湖で、世界でも屈指の透明度の高い湖として知られています。

「摩周湖の水は青く澄んでおり、晴れた日には「摩周ブルー」と呼ばれる美しい色に輝きます。しかし摩周湖は霧が発生しやすく、午間のおよそ3分の2は霧に覆われています。そのため写真のような摩周ブルーを見ることができるのは午後の90日程度と言わっています。霧の摩周湖も幻想的で魅力的ですが、摩周ブルーを見ることがでできれば幸運です。

摩周湖の第一展望台からは、ほぼ中央に浮かぶカムイシュ島という小島を正面に見ることができます。カムイシュ島はアイヌ語で「神となった老婆」を意味し、アイヌの人々にとって神聖な島とされています。

第三展望台は、摩周湖の南東端にそびえる摩周岳を背景に見ることができる場所です。摩周岳はアイヌ語で「カムイアブリ」と呼ばれ、「神の山」を意味します。どちらの展望台からも、摩周湖の神秘的な美しさを感じることができます。

摩周湖は、自然保護のために厳しく規制されており、湖畔に降りることや湖に入ることはできませんが、それだからこそ摩周湖は原始の姿を保って

いるのです。
摩周湖は日本の宝であり、世界の宝でもあります。摩周湖を訪れたら、その神々しい景色を心に刻んでください。きっと忘れない思い出を与えてく

(本項は実験的にAIでベースを作成し、加筆修正したもの)

たくまくん
コラム

みなさん、新年あけまして
おめでとう！

19 全道監察広報担当者会議開催報告

18 令和5年度第1回理事会の要旨

17 外国人留学生と企業の合同説明会

16 札幌出入国在留管理局との意見交換会

15 令和5年度入管業務研修を実施

14 広報月間各支部報告(順不同)

13 旭川支部／網走支部／小樽支部／釧路支部／札幌支部／空知支部
十勝支部／古小牧支部／根室支部／室蘭支部／日高支部／函館支部

12 令和5年度空家等対策委員会の活動報告 釧路市／当麻町

11 職務上請求書の使用に関する会員への指導
及び管理の徹底等について

お知らせ・ご案内

「北海道 鉄道の足跡」(三笠鉄道村を訪ねて)

会の動き

事務局 年末年始閉局のお知らせ

北海道行政書士会チャンネル

一般倫理研修受講のご案内

令和6年新春公開セミナー・新年賀詞交歓会

今号の写真／表紙写真募集！

次号の予告

新入会員

ご逝去

会の動き

事務局 年末年始閉局のお知らせ

北海道行政書士会チャンネル

一般倫理研修受講のご案内

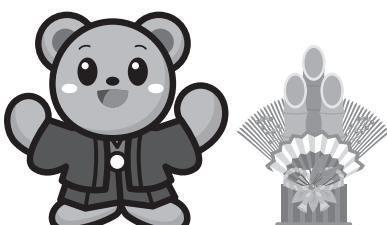
令和6年新春公開セミナー・新年賀詞交歓会

今号の写真／表紙写真募集！

次号の予告

新入会員

ご逝去



新年号の特集記事は三笠鉄道村を取り上げたんだって、鉄道好きの委員がたくさん写真を撮ってきてくれたって聞いてるよ。実はぼくも鉄道は結構好きなんだ。ぼくがまだ山の中にいたころ、遠くを走る鉄道の汽笛を、お母さんに抱っこされながら聞いたのを思い出すなあ。みなさんも是非特集記事を読んでみてね！



北海道知事 鈴木直道

令和6年知事年頭所感

新年明けましておめでとうございます。新春を迎えるに当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

北海道を前への想いを胸に、本年も、道政に全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

昨年を振り返りますと、3年を超える長期にわたり、私たちの生活に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症が、5月には1類への移行という大きな節目を迎えました。これまでの対策へのご理解とご協力に対し、改めて心より感謝申し上げます。

5類移行に伴い、社会経済活動が活発化する一方で、不安定な国際情勢などを背景とした物価高騰の影響の長期化や、中国による日本産水産物の全面輸入停止など、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営環境が厳しい状況におかれた1年となり、道では、価格高騰等経済対策を講じるとともに、道産水産物の消費拡大に向けたキャンペーンを開催するなど、総力を挙げて取り組んでまいりました。

厳しい状況が続く中にも、昨年は、本道が国内外から大きな注目を集め、更なる飛躍に向けて大きく歩みを進めた1年でもありました。

ラピダス社の立地が決定し、次世代半導体を北海道から世界に届けるという前例のないプロジェクトがスタートしたほか、日本最大級のデータセンターの建設が発表されました。また、「G7札幌気候・工

ネルギー・環境大臣会合」の開催や本道へのGX投資の促進に向けた官民連携のコンソーシアムの設立など、DXやゼロカーボン北海道の実現に向けた動きも加速しました。

さらには、アジアで初めての開催となった「アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本」では、雄大な自然や多様なアクティビティ、多彩な食、独自の歴史や文化といった本道の魅力を国内外に広く発信することができました。

また、36年ぶりの本道での開催となつた「全国高等学校総合体育大会」では、大きな声援をうけて躍動する若き力が、本道の確かな未来を感じさせてくれました。

「全国豊かな海づくり大会」は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、海の恵みを守り、日本の豊かな食を支える道産水産物の魅力を発信する機会となりました。新しい年は、こうした歩みをさらに加速し、安心して住み続ける地域づくりや北海道の魅力を世界に広げる取組を進めてまいります。

このため、社会経済情勢に機動的に対応しながら、足腰の強い地域経済の確立や地域産業を担う人材の安定的な確保などに取り組むとともに、子ども応援

社会の実現に向けた取組を着実に進めるほか、ほつかいどう応援団会議を活用した地域を支える応援の輪を広げます。

また、次世代半導体製造拠点の実現に向けた取組を進めるとともに、本道の再生可能エネルギーのポートンシャルなどを活用し、新たな産業や人、投資を呼び込みます。

さらに、インバウンド回復の波を着実に捉え、観光立国北海道の再構築を加速するとともに、戦略的な輸出拡大により道産食品を世界に広げながら、一次産業の生産基盤の整備などを進め、日本の食料安全保障に貢献してまいります。

本道を取り巻く環境が大きく変化する今こそ、北海道のめざす姿を道民の皆様と共にし、ともに歩みを進めていくことが重要です。このため、新たな北海道総合計画を策定し、その実現に向けた政策展開と地域づくりの基本方向をお示ししながら、皆様とともに、北海道の確かな未来を創つてまいります。

北海道行政書士会の皆様におかれましては、引き続き、道民の皆様と行政をつなぐ架け橋として、また、身近な問題を解決する「頼れる街の法律家」として、道民の皆様に寄り添いながら活躍されますとともに、道政の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本年が、皆様にとりまして、希望に満ちた素晴らしい年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶いたします。

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊



令和6年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

令和6年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

北海道行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地域において住民や行政機関からの期待に応え、行政書士制度発展のために日々御尽力をいたしておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は長期化し、また、地震や豪雨、大規模な山火事などの自然災害が各地で発生するなど、様々な課題が継続しました。一方、3年以上にわたり社会を混乱させ続けた新型コロナウイルス感染症の大流行はようやく収束に向かい、再び人流も活発化するなど、明るい兆しも感じられた一年でした。私たちを取り巻く状況は激しく変化しますが、行政書士として地域の皆様に寄り添う姿勢

は常に忘れず、身近な街の法律家としての責務をしっかりと果たしていかなければならぬことは、決して変わるものではありません。日行連としても引き続き、国民により頼りにされる行政書士制度とすべく、本年も様々な施策に取り組んでまいります。

日行連の活動の最重要テーマは、「デジタル時代における行政書士制度の確立」です。その大きなベースになるのは、令和5年9月1日にデジタル庁と締結した連携協定です。これは、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために必要な事業の企画・実施に関する、日行連とデジタル庁が相互に協力して推進することを約束したものであるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化における行政書士への期待、そして私たちの責務を表したものでもあります。日行連は、この協定を更なる弾みとして、永年にわたり行政手続に携わ

り積み上げた行政書士の知見を生かし、様々な提言を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた行政書士の更なる活用を求めてまいります。

また、そのようなデジタル社会の基礎構築の一つとして、昨年度も実施したマイナンバーカードの代理申請手続き事業にも改めて取り組みます。昨年度とは仕組みを変え、各単位会と地元自治体での連携により進めていただくものとなりますので、会員の皆様も含め地域一丸となつて、積極的に御協力いただきますようお願い申し上げます。

そして、今、日行連として最も大きな目標として掲げているのは、デジタル社会に機能する行政書士法の改正です。デジタル社会における行政手続においては、従来の事前審査から事後調査に重点がシフトすることが予測されます。その想定の下、新時代の行政手続にしっかりと対応できる行政

書士制度とするべく、学識経験者や総務省と連携しながら法改正を推進してまいります。

私は日頃より、行政書士という資格者は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したとき、「そうだ、行政書士に相談しよう!」と想起していただけるような存在になるべきだと考えております。社会がどのように変化しても、私たちは常に国民に寄り添い、國民から必要とされる存在となるべく、努力を続けなければなりません。今後も会員の皆様と共に研鑽に励み、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、北海道行政書士会及び会員の皆様にとりまして、実り豊かな、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたします。年頭の御挨拶とさせていただきます。



北海道行政書士会 会長 宮 元 仁

デジタル化進展の中でも必要とされる行政書士

2024年の初春を皆様とともに迎えられること衷心よりお慶び申し上げます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、平素の会務に対し、格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年は新型コロナウイルス感染症の5類移行によって行動制限がなくなり、通常社会が4年ぶりに回復し、既にパンデミックが過去のものとして忘れざらつります。そのような中、WBC世界一、プロ野球阪神タイガース（A.R.E）日本一、大谷翔平選手MVP・過去最高年俸でFA移籍など、野球・スポーツのトップとなる話題で持ちきりの一年がありました。

2024年は、オリンピックパリ大会が最も盛り上がるイベントとなりますが、それを、北海道（特に札幌）に置き換えますと、向こう4回の冬季オリンピック札幌以外開催招致失敗）、毎期黒字を見込めず65億円の借金の残る札幌ドームの空家問題と公共財投資・整備が不健全に陥っており、千歳を中心とする半導体プラント投資では本州資本が吸収するため北海道経済への循環は雇用創出以外なく（コスト充当分のみ）、中長期的には北海道への再投資・ステージアップとはならないのでは、と個人的には思慮いたしております。

行政書士法改正に向けて

デジタル社会、特にデジタル申請・届出に関して、あらゆる官公署は世界的に見て遅れをとる一方です。我々も体面上オンライン・デジタル化に対応すると宣言しても、官公署と波長が合わないのが現実です。その一因として行政書士に申請提出の代理権が付与されていないことがあげられます。オンライン上で申請（入力）を我々が行つたとしても、提出（ボチッと送信のみ）可能な申請者のみであり、提出の代理権付与がなければ、デ

する「請願」提出を予定し既に各機関に働きかけております。それは令和元年の改正行政書士法で目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明示され、公法上及び私法上行政書士の目的をより実態に即したものとする必要性からなされたものでありながら、各種申請及び届出等に際して、資格を有しない非行政書士が業務を行っているという事実が散見され、提出期限の徒過、書類の不備、虚偽の記載、個人情報の保護及び守秘義務の有無等を含めて、不利益をもたらす無資格者による書類作成及び提出行為の排除について、北海道各関係機関への指導強化と徹底をもって、公正かつ透明性のある行政サービスの遂行を願い請願を行います。また、採択された折には北海道庁の各出先機関・窓口に広報月間だけではなく、監察のポスター等を備え付けて頂く予定です。その節には皆様ご協力の方、宜しくお願ひいたします。

生き残れる行政書士へ

国民・道民にとって信頼のおける行政書士には、業務の一貫性が求められると思われます。

申請書の「作成」のみではなく、相談からはじまり、提出・審査における立証、立会まで法的に根拠を以て、役所と双方方向オンラインにて業務を行えることが理想です。それにより「街の身近な法律家」は一步進んで「街の身近な役所の出張所」にもなり得ます。また、人口減少は役所の出先担当者の縮小ももたらし繁忙期の対応等行政書士の力が絶対的に必要な時代となります。それまで、我々執行部はその方向への整備を進めてまいります。会員の皆様にはなお一層のご協力ご指導ご鞭撻の方、重ねまして本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

北海道から非行政書士排除の徹底

そのような中、2024年本会では、北海道議会へ地方自治法124条による「北海道の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する所存です。会員の皆様にはなお一層のご協力ご指導

デジタル社会、国民の利便性からかけ離れ、実体に反し非アナログ脱却の申請方式であるといえます。

また、前出請願での非行政書士排除のネックとなっているのが非行政書士の代行申請提出者が「報酬を得て」いないので、違法ではないと主張されるシーンが散見される点で、実際は物販では包括的に売買額に上乗せしたり、サービス提供業者が会費名目で徴収したりと間接的に報酬を徴収しております。それを弁護士法と同様な条文に改正し不当報酬を違法の対象へと向かうよう現在、方向性を検討しているところです。

令和5年度 日行連と北海道地方協議会との連絡会の報告

令和5年9月21日(木) 15時より湯の川プリンスホテル渚亭において「日行連と北海道地方協議会との連絡会」が開催されました。日行連からは、常住豊日行連会長(東京会名誉会長)、原田誠日行連副会長(広島会会長)、石井佳宣日行連事務局次長がご出席され、本会からは宮元仁会長、高橋國夫監事、小林八重子相談役はじめ副会長、常任理事、函館支部役員、飛田事務局長、高橋事務局次長が出席しました。

連絡会は次第に沿って、出席者紹介、議題の審議が行われました。本会から提出しました日行連への意見・要望について詳細な説明がありました。

- *議題 (1) 日行連の当面の諸課題及び事業について
- (2) 北海道地方協議会の現状及び日行連への意見・要望
- (3) 諸課題に関する意見交換について
- (4) その他

特に(1)に関し、デジタル庁との連携協定の締結について、行政書士法改正要望項目(制度:デジタル化への対応、行政書士業務の適正化、登録資格の見直し及び研修の義務化、業務・職域:聴聞又は弁明の機会付与に係る代理権の制限の解除、ADR代理権、行政不服審査制度の利用促進)について説明がありました。

北海道地方協議会参加者



・質問「行政書士法改正の要望と展望について」

以前より、非行政書士による許認可等の申請、届出が散見される報告があがっている。今後の行政手続きのデジタル化も併せて考えると、「書類作成」のみが独立業務であることの実質的意味が薄れ、むしろ「書類提出・手続代理・相談業務

令和5年度 北海道地方協議会(北海道会)からの意見・要望事項

本会の意見・要望事項に対する日行連からの回答



等」が重要性を増していくと思われる。行政書士法の改正項目として、行政書士法第19条の「業務の制限」の対象を法第1条の3にまで拡大し、「書類提出・手続代理・相談業務等」についても非行政書士の参入を困難にし、職域を確保していくことが重要と思うが、日行連のお考えをご教示いただきたい。併せて現在、日行連で検討している法改正の内容について、可能な範囲でお示しいただきたい。

また、長期会費滞納者で行方不明の者等、今後も会費の徴収が見込めない者について、一定の条件のもとに登録抹消を

可能にする法改正は困難か。こちらについても併せてご回答いただきたい。

・回答

次期法改正に向けては、本年7月の理事会でご承認いただいた「行政書士法改正要望項目表」に基づき、法改正推進本部において検討を進めています。

ご指摘のとおり、法第1条の3第1項第一号の「官公署に提出する書類を官公署に提出する手続」については、法第19条が適用されず、罰則の対象となないことから、非行政書士が提出を代行する陰で、書類の作成まで行っている可能性が高いと思われる場合であっても、取締りを行うことが難しい状況です。

また今後、行政手続のオンライン化（デジタル化）の進展に伴い、オンライン申請フォーム等への入力・送信による電子申請が一般的になれば、書類の作成と申請との区別がつきにくくなり、更に取締りが困難になることも予想されます。

このことから、法改正推進本部では、「行政書士業務の適正化」として、書類による行政手続において「提出に関する手続きを代わつてすること」を独占業務としていること、あわせて、デジタル社会における提出手続についても同様に対応することができるよう検討を進めているところです。

この他にも、非行政書士の取締りを強化する観点から、法第1条の2第1項の「報酬を得て」について、法第19条

に「報酬を得る目的で」を追加するこ

と、また、「デジタル化への対応」として、行政手続のオンライン化（デジタル化）における申請内容の事前審査及び事後調査・救済への対応、関連して、聴聞又は弁明の機会付与に係る代理手続の制限の解除、特定行政書士の前段階関与に係る制限の解除を重点項目に掲げ、デジタル社会においても行政書士が確固たる地位を確立できるよう、鋭意対応を進めていきたいと考えています。

なお、会費の徴収が見込めない者への対応については、従前から「会費滞納者への対応」として「行政書士法改正要望項目表」に掲げられており、検討の必要性を認識しておりますが、前述のとおり、本期はデジタル化への対応を喫緊の課題として優先的に取り組む方針であることから、今後の検討課題として、関係部署の見解や他士業の取り組み等を参考に対応を図つてまいりたいと考えています。

引き続き、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

下、「gBiz-ID」という。)による申請者及び代理人の認証を行うこととなつて、なかなか進展していない。これは、行政書士による代理申請にあつては建設業者側でもシステム上の操作が必要があり、ハードルが高いと感じることに要因がある。

国交省入札参加資格一元受付のように、委任状をPDF化して添付することで代理申請が可能になります。方法で建設業者の負担を減らすこととでスムーズな電子申請への移行が見込まれると考えるが、国交省との話し合いの場等で話題とすることは可能か。

今後も事業者及び代理人双方にとつて活用しやすい電子申請システムとしていただけるよう、粘りります。

建設業以外の許認可についても、電子化のスケジュールや方式、代理人として行政書士のみが認められているか否か等、電子化における代理申請の展望について判明している範囲でご教示いただきたい。

(3) 建設業以外の許認可についても、開を見せる可能性があり、注視しているところです。

(3) 前年の回答と重複する回答となります。各省庁等の担当者との意見交換において、各種許認可手続の電子申請化における代理機能を強く要望しております。省庁からは、業として報酬を得

・回答

(1) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)における認証方式(行

政書士による代理申請)につきましては、これまでの国土交通省との意見交換時においても、現行の方式では申請者にとつて煩雑であるため、委任状の添付による方式を選択することが可能にならないかと強く要望してまいりましたが、困難との回答をいただいております。

今後も事業者及び代理人双方にとつて活用しやすい電子申請システムとしていただけるよう、粘り強く要望してまいります。

(2) ご認識のとおりです。ただ、行政手続のデジタル化の推進に関連して、行政書士が作成する『事実証明に関する書類』の活用に関する議論が始まりました。この中でG-IDの取扱いについて新たな展開を見せる可能性があり、注視しているところです。

(3) 前年の回答と重複する回答となります。各省庁等の担当者との意見交換において、各種許認可手続の電子申請化における代理機能を強く要望しております。省庁からは、業として報酬を得

て行わない一般の代理申請まで

制限してしまう恐れがあるため、

行政書士のみが代理人として認

められるようなシステム構築は

難しいと回答をいただいており

ますが、許認可業務の代理申請

は行政書士業務であることは各

省庁の担当者もご理解いただい

ております。

個々の業務では、自動車保有関

係手続きのワンストップサービス

(OSS)や農林水産省共通申

請サービス(eMAFF)において、代理申請機能が実装され、直

近では、行政書士専用のフォーム

を設定いただいたマンション管

理計画認定手続支援システムの

他に、令和5年1月より建設業許

可・経営事項審査電子申請シス

テム(一部地域除く)、令和5年

3月よりNPO法人ウェブ報告

システムに代理申請機能が実装

され、運用が開始されているこ

とです。

現在は主に、政府において自動

車運送事業の各種手続きの電子

申請、建築士事務所登録のオンライン申請

警察庁オンライン申請

(古物、風呂等)等のシステム開

発・検討が進められていること

から、行政書士による代理申請の

仕組みを構築いただくよう協議

を行っております。

本会としましては、引き続き関

係省庁等への涉外活動を積極的

に行うことを通じて、システム構

築が行われる前の開発段階を捉

えて継続的に協議を行い、行政書

士による代理申請機能の構築を

要望すると共に、非行政書士の排

除に関する仕組みについても構

築いたくよう強く要望し、成果

が上がる活動をしてまいります

よう努めていきたいと考えてお

ります。

・質問 「一般倫理研修義務化と行政書士

証票の更新について」

・要望 「行政書士の業務について」

・回答 「一般倫理研修の受講促進について」

・回答 「行政書士が業務として財産管理業務

及び成年後見人等業務を行うことにつ

いて」

・回答 「行政書士は業務として財産管理業務

及び成年後見人等業務を行なうことが

できる(行政書士の業務に付帯し、又

は密接に関連する業務に該当するも

のと考へる)旨が明記がされた通知

が発せられたが、その一方で私署証書

による財産管理委任契約に係る業務

上横領事案も発生しており、総務省の

通知を自己都合的に解釈する、あるいは

誤った解釈(行政書士は何でもでき

る等)をする会員が出てくる懸念も拭

いきれない。

今年度より一般倫理研修がスタート

し、未受講者は職務上請求書の払い出

しを受けられなくなるが、業務内容を

よつては職務上請求書を使用しない

会員もあり、受講の必要がないと言ふ

者もいる。

には至つております。仮に更新制度を創設するとなると、法改正が必要であることから、慎重な議論が求められ、そう簡単に行えるものではないと認識しております。

一般倫理研修を受講しない会員につ

いては、日本行政書士会連合会倫理研修規則第6条第3項において、「単位会は、正當な理由なく一般倫理研修を受講しなかつた者に対し、処分をすることができる」と規定されており、単位会での処

分の対象になると考えられます。一般的倫理研修の義務化に対する実効性の確保については、引き続き対応を検討させていただきます。

なかつた者に対し、処分をすることができる」と規定されており、単位会での処

分の対象になると考えられます。一般的倫理研修の義務化に対する実効性の確保については、引き続き対応を検討させていただきます。

また、一般倫理研修の受講科目に

「行政書士が業務として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことにつ

いて」を加えて欲しいとのご要望です

が、現状、受講科目は「行政書士法及び関係法令」「人権」「職業倫理」「職務上請求書の適正使用」の4科目が定められており、いずれかの科目の中で触れることが可能かどうか、次回見直しの際に検討させていただきます。

日行連としても、財産管理業務及び成年後見人等業務を行政書士が不正なく行うことを前提としており、その業務についての理解を深めるための研修環境の整備等は急務であると考

日行連発第917号
令和5年11月8日

各単位会長様

日本行政書士会連合会会長
常住 豊

職務上請求書の使用に関する会員への 指導及び管理の徹底等について

令和5年10月10日、探偵業者の依頼に応じ、職務上請求書を用い戸籍謄本や住民票の写し等（以下「戸籍謄本等」という。）を不正に取得したとして、戸籍法及び住民基本台帳法違反の容疑で元会員が逮捕されたとの報道がなされました。また、当該元会員は、探偵業者からの依頼で身元調査にも使用する意図であるのにこれを秘し、職務上請求書の購入を行政書士会に申し込み、これをだましとったものとして、令和5年10月19日に詐欺容疑で再逮捕されました。これら容疑が事実であれば、人権侵害に繋がる極めて重大な犯罪行為であり、国民からの信頼に応えることが責務である国家資格者として、断じて許されるものではありません。

各単位会におかれましては、同様の事態の発生を未然に防止すべく、改めて以下の点を会員に留意いただくとともに、適切な指導及び職務上請求書の払出し管理の徹底、疑義事案の確認にあたられますようお願いいたします。

＜職務上請求の留意点＞

- ・ 戸籍謄本等は人権侵害を招きかねない極めて機微な情報を含むものであることを十分に理解した上で取り扱うこと。
- ・ 不正が疑われる依頼（探偵業者からの依頼など）には応じないこと。
- ・ 戸籍謄本等の不正取得は犯罪であること。
- ・ 使用目的を偽って職務上請求書を購入することは犯罪であること。

以上

釧路市

（1）「釧路市主催による「女性参画の推進」を目的とした空家セミナー」と
「釧路市空家無料合同相談会」への釧路支部の取組について

釧路市は、他の自治体と同様に少子高齢化や企業活動の停滞等に伴う人口流失や企業撤退等に伴う空家及び空きビルの増加更には適切な管理が行われず放置されている空家が増えていく現状を鑑み、その対策に日々取組んでいるところでした。そうした中、この空家問題に積極的に取組んでいた北海道行政書士会（以下「本会」といふ。）と釧路市とは、釧路市における空家等対策推進のため、令和3年7月に「空き家等の対策に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結いたしました。その後、釧路支部は協定書の内容に沿って、令和4年1月に釧路市主催の「釧路市空家無料合同相談会」に初めて参加し、相続に関する相談を担当いたしました。また、同年6月には釧路市と協力し、まなばつと幣舞703において、「知つておきたい相続の話」を演題とした「セミナー+空家無料相談会」を開催しました。こうした積み重ねがありまして、今年に入り釧路市より、令和5年10月11日に「女性参画の推進」を目的とした空家セミナーを開催したい旨の申出があり、釧路市と釧路支部との調整の結果、「終活のおはなし」を演題とするセミナーを開催するに至りました。本会も、釧路市や釧路支部をサポートするために、終活業務対策委員会（戦略推進部）が作成した終活ガイドブックやエンディングノート等の資料を当日参加された受講者の皆様に配布しバックアップに努めました。また、令和5年10月26日には、釧路市主催の「釧路市空家無料相談会」が開催され、他士業・他団体と合同しての相談会に臨み無事に終えています。今後も釧路市と釧路支部がお互いに情報を共有しながら、連携して空家等対策

に取組んでいただければ幸いに思います。釧路支部の益々のご活躍を願ってやみません。
他支部の会員の皆様も空家等に関する情報等がありますから、委員会までお知らせいただければ幸いです。
今後とも、会員皆様のご支援・ご協力を賜りたく、よろしくお願ひいたします。



令和5年10月11日
空家セミナーの様子

令和5年10月26日空家相談会場
(釧路市役所提供的)

（1）「女性参画の推進」を目的とした空家セミナー
日 時 令和5年10月11日（水）
午後2時15分～午後3時30分

場所 まなばつと幣舞 802・803
共催 北海道行政書士会 釧路支部

後援 北海道行政書士会
参加団体 釧路湿原大学（約70名）

演題 「終活のおはなし」
講師 佐藤真希子会員（釧路支部）
参加者 青木秀行業務部副部長（釧路支部）、
木村直樹委員（釧路支部）

（2）釧路市主催「釧路市空家無料合同相談会」
開催日時 令和5年10月26日（木）
午後1時～午後4時

会場 釧路市役所防災庁舎1階多目的スペース
参加団体 釧路市

（社）北海道建築士事務所協会 釧路支部
（公社）北海道宅地建物取引業協会 釧路支部
釧路市建設事業協会
釧路司法書士会
釧路弁護士会
参加者 木村直樹委員（釧路支部）

令和5年度空家等対策委員会の活動報告

業務部 空家等対策委員長 大井 義信

当麻町と本会との関わりについては、令和2年9月に本会と夕張市が企画した北洋銀行本店4Fセミナーホールで開催した「空家無料相談会」に北洋銀行の紹介で途中参加したことに始まります。その折に、所用で札幌を訪れていた村椿当麻町長が「空家無料相談会」の会場に立ち寄られ、村椿町長から地元開催（当麻町）を考えたいので、ご協力を願えました。その後、当麻町の担当者と札幌での「合同空家無料相談会」の際にお会いし、引き続きメール・電話等にて、地元開催についての打合わせを重ねてきましたところ、今年に入り当麻町の担当者より地元開催の準備が整つたので、ご協力を願いました。当初より3年の歳月が流れましたが、今般「空家無料相談会」を当麻町の公民館まとまるで開催することができました。当日の相談内容は、相続・売却・無償譲渡など多岐に



令和5年11月11日当麻町「空家無料相談会」

当麻町と本会との関わりについては、令和2年9月に本会と夕張市が企画した北洋銀行本店4Fセミナーホールで開催した「空家無料相談会」に北洋銀行の紹介で途中参加したことに始まります。その折に、所用で札幌を訪れていた村椿当麻町長が「空家無料相談会」の会場に立ち寄られ、村椿町長から地元開催（当麻町）を考えたいので、ご協力を願えました。その後、当麻町の担当者と札幌での「合同空家無料相談会」の際にお会いし、引き続きメール・電話等にて、地元開催についての打合わせを重ねてきましたところ、今年に入り当麻町の担当者より地元開催の準備が整つたので、ご協力を願いました。当初より3年の歳月が流れましたが、今般「空家無料相談会」を当麻町の公民館まとまるで開催することができました。当日の相談内容は、相続・売却・無償譲渡など多岐に

当麻町開催を終えて

「空家無料相談会」

渡つておりましたが、相談に対応した委員の皆様は、終活ガイドブックやエンディングノート等の資料をお渡しながら、分かりやすく丁寧な説明に努めました。また、折角の地元開催でもあり、近隣の比布町、愛別町、上川町、鷹栖町の各自治体にも事前に「合同空家無料相談会」開催の呼びかけをしましたところ、今回は各自治体の準備体制が取れず見送りになりましたが、来年は参加したい旨の複数回答を得ることができました。令和6年度には、「合同空家無料相談会」の地元開催に向けて当麻町や近隣の自治体と連携しながら進めて参りたいと思います。

そして、地元開催になりますと、地域に密着して業務をされている支部会員の皆様のお力添えが必要になることが少なからず出てまいります。その際には、是非ともご協力・ご支援のほど、よろしくお願ひいたします。

それと同時に、空家等に関する積極的に取組んでいた空家等対策委員会までお知らせいただければ幸いに思います。

「空家無料相談会」当麻町開催

日 時 令和5年11月11日（土）
午前10時30分～午後2時30分

場 所 当麻町公民館まとまる

参加自治体 北海道行政書士会、全日本不動産協会、
0円都市開発合同会社

参加者 嶋田不二雄副会長、大井義信委員長、
所村武彦副委員長、鈴木千逸委員、
鈴木一弘委員、木村直樹委員

夕張市と本会は平成29年12月21日に「夕張市における空き家等対策に関する協定書」を締結して以来、地元及び札幌開催を含めて、10回に及ぶ「空家無料相談会」や夕張市と本会とで相互に協力しながら、夕張市内の町内会に対しても空家等の取組への働きかけを行い、意見交換の場を通して啓発に努めるなど、貴重な経験と実績を積んできました。そうした中で、令和4年に入り、夕張市より「夕張市空き家相続人調査業務」を引き受けていただけないかとのお話をいただき、今日までの実績を評価していただきたものを受け止め、夕張市と協力しながら業務委託契約書の素案作りに取りかかり、令和5年10月25日に夕張市と本会との間で「空家所有者及び相続人等の調査に関する業務委託契約」（以下「業務委託」という。）を締結いたしました。

今回の業務委託契約の締結に至るまでには、夕張市を含む、近隣の栗山町や由仁町においての「セミナー+空家無料相談会」に対する空知支部の協力によるものも大きく、近隣自治体に対する活動も評価されてのことと思われます。おそらくこれ以後、毎年継続的な業務委託に繋がっていくものと思います。（尚、令和5年度の業務委託件数は5件程度を予定しています。）従いまして、この度の業務委託契約は、今後の空知支部並びに北海道行政書士会全体会員の財産にもなりますので、より一層空家等対策に取組んでいただければ幸いに思います。

空家等対策委員会は、これからも全道12支部の会員の皆様の有益になるよう、空家等対策に真摯に取組んでいますので、会員の皆様の、ご支援ご協力を更に賜りました。

令和5年度 夕張市と北海道行政書士会 「空家所有者及び相続人等の 調査に関する業務委託契約」を締結

新たなる職域開拓をめざして



広報月間 各支部報告



旭川支部

広報担当 辻 洋太



市民講座＆無料相談会の様子

旭川支部では、広報月間の活動として9月から10月の期間に支部管内の振興局や市役所、町村役場等を役員が訪問し、行政書士制度の広報及びご協力のお願いをし、ポスター・パンフレット等を配付しました。また、無料相談会として9月12日(火)中央公民館、10月10日(火)愛宕公民館において「くらしの無料相談会」を開催し、合わせて8名の方が無料相談を受けられました。

広報活動の一環として、文化の日11月3日(金)に旭川北洋ビルにおいて「くらしの無料相談会」を開催し、合わせて8名の方が無料相談を受けられました。

旭川支部では、広報月間の活動として9月から10月の期間に支部管内の振興局や市役所、町村役場等を役員が訪問し、行政書士制度の広報及びご協力のお願いをし、ポスター・パンフレット等を配付しました。また、無料相談会として9月12日(火)中央公民館、10月10日(火)愛宕公民館において「くらしの無料相談会」を開催し、合わせて8名の方が無料相談を受けられました。

市民講座＆無料相談会を開催いたしました。会場ではマスコットキャラクターの「たくまくん」と共に行政書士のPR活動を行いました。

第1部は、高座名「天神亭きよ美」で活動される、東京都行政書士会所属の生島清身様をお招きし、遺言を題材とした創作落語「天国からの手紙」を上演いただきました。

第2部は、旭川公証人合同役場の千葉和信様をお招きし、公正証書遺言について講演いただきました。

第3部は、希望される方を対象に無料相談会を実施いたしました。

当日は雨にもかかわらず48名の方が来場され、16名の方が無料相談を受けられました。来場者アンケートの結果、来年も参加したいという声が多く寄せられ、大変好評をいただきました。

網走支部

広報担当 成田 樹

網走支部では広報月間の活動として、北見地区、網走地区、紋別地区、遠軽地区の各理事事が分散し、4地区的官公庁、関係団体等を訪問し行政書士制度へのご理解とご協力をいただきポスターとパンフレットの掲示等を依頼しました。

網走支部では広報月間の活動として、北見地区、網走地区、紋別地区、遠軽地区の各理事事が分散し、4地区的官公庁、関係団体等を訪問し行政書士制度へのご理解とご協力をいただきポスターとパンフレットの掲示等を依頼しました。

小樽店1階の公共プラザにおいて、市民向けの無料相談会を開催しました。当日は3名の会員が相談員となり、15件の相談がありました。相談内容は、遺言・相続に関する相談や各種契約に関する相談、その他にに関する内容でした。全体的に相続と遺言書に関する相談が多く寄せられました。中には「報道機関等に開催日程のお知らせが記載されたので来た。」と相談内容をしつかりと書き、回答を得た内容をいました。

行政書士業務以外の内容は、他の適切な専門家に相談していただくよう、ご案内しました。相談者からは「相談してよかったです」、「安心した」との言葉をいただきました。

市町村職員との情報交換の中で、「行政書士との関わりがほとんどないセクションもあり、行政内部の者は行

また、昨年に引き続き公務員から行政書士への登録の説明もあわせて行いました。

2月の行政書士記念日には無料相談会を開催できるよう準備をし、広告媒体やグッズ等を活用し行政書士業務を多くの方に知っていただけるよう、広報活動に努めていきたいと考えております。

をいただき、行政書士のPR効果、知名度向上になつたと思います。

新型コロナウイルスが5類に引き下げられたように思います。できればコロナ前の水準に相談者の増加を期待しています。今後も更に行政書士業務を多くの方に知つていただけるよう、広報活動等に努めていきたいと思います。

小樽支部

広報担当 成田 幸隆

10月13日(金)10時～15時に長崎屋小樽店1階の公共プラザにおいて、市民向けの無料相談会を開催しました。当日は3名の会員が相談員となり、15件の相談がありました。相談内容は、遺言・相続に関する相談や各種契約に関する相談、その他にに関する内容でした。全体的に相続と遺言書に関する相談が多く寄せられました。中には「報道機関等に開催日程のお知らせが記載されたので来た。」と相談内容をしつかりと書き、回答を得た内容をいました。

9月下旬に支部理事が分担し、釧路管内の官公署、農業委員会、商工会議所等を訪問し、行政書士の業務・制度ならびに広報月間のPRのため、本会のパンフレット設置とポスター掲示依頼を行いました。

釧路支部

広報担当 木村 直樹



釧路市役所本庁舎での無料相談の様子

をいたさ、行政書士のPR効果、知名度向上になつたと思います。

新型コロナウイルスが5類に引き下げられたように思います。できればコロナ前の水準に相談者の増加を期待しています。今後も更に行政書士業務を多くの方に知つていただけるよう、広報活動等に努めていきたいと思います。



広報月間 各支部報告



政書士の業務を知らないことが多い。」という率直な話をいただきました。行政書士の「人と行政をつなぐ」役割を我々行政書士がより認識し、「市民の皆様」「行政機関」それぞれの利便性の向上に資することができるよう一層努力することが求められているという認識を新たにしました。

また、10月16日に釧路市役所本庁舎1階ロビーで無料相談会を開催し、主に相続に係るご相談をお受けしました。あわせて、相談ブース近くを通った市民の皆様に、行政書士業務周知用物品の配布も実施しました。

通りがかりの方から「そもそも行政書士って何をする人なの?」という究極の質問もあり、従来より行っている街頭放送やホームページなどを継続すると共に、市町村の皆様と直接ふれあうことができる無料相談会等の機会を通して、業務内容をより知つていただくことが重要であると考えます。

札幌支部

広報担当 長島 靖子

札幌支部では、10月3日に支部事務局前道路にて交通安全旗振り運動を行い、同日その場でHBCラジオ中継に出演しました。また、10月10日から16日までHBCラジオで北海道



いきいき健康・福祉フェア出展ブース

会サウンドロゴを使用したCMを流し行政書士制度をPRしました。10月13日から15日までは札幌市内で開催されたいきいき・健康福祉フェア（北海道経済産業局、道、札幌市等で構成された実行委員会主催）にて一般社団法人北海道成年後見支援センターとともに無料相談を行いました。終活ガイドブックやエンディングノートが好評で、札幌司法書士会も隣接スペースで無料相談利用者にエンディングノートを配布しており、互いに参考になりました。

官公庁や関連団体への広報活動としては、石狩振興局の振興局長や総務課等の関係各課、市役所、警察署、老人福祉センター等約70か所を訪問

空知支部ではコロナの影響により3年ぶりに行われた昨年に引き続き、管内の各市町役場等、関係各所（空知管内24自治体25か所）へポスター、パンフレット、絵本等の配布及び掲示し、また約20カ所にパンフ類を送付しました。たくまん繪本が好評で札幌市内の多くの施設においていただけました。

空知支部

広報担当 三戸 貴幸



一日合同行政相談の様子

他の活動として、支部の主催する無料相談会ではありませんが、北海道行政評価局の主催する無料相談会、「日合同行政相談所」へ支部会員を9月21日（三笠市）、10月6日（深川市）の2回、それぞれ1名ずつ派遣いたしました。相談件数は三笠市3件、深川市は1件、いずれも相続関係の相談でした。三笠市では商業施設にて行われましたが、深川市では市の施設で行われたために相談者数は思つていなかったほどではありませんでした。ですが共に行政書士の知名度の向上にはつながつたのではないかと思います。

十勝支部

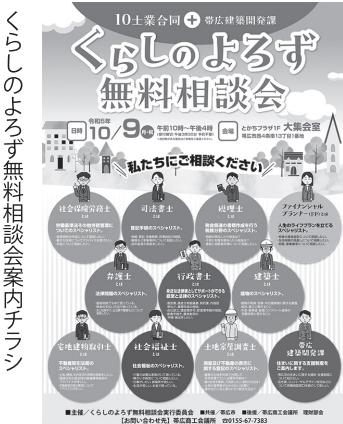
広報担当 鈴木 政昭

十勝支部における令和5年度の「広報月間」については、5類に変更されたとはいえ、コロナ禍の影響がまだ残っているなかでの広報事業であることをふまえ、昨年同様に「郵送対応」となってしまいました。十勝支部は、帶広を

依頼するため、支部役員8名による訪問を10月2日～6日にかけて行いました。アクリル板越しではありますが直接手渡しを行い、口頭にて非行政書士の報告依頼、職員への今後の行政書士登録のお願い等を行うことができました。

依頼するため、支部役員8名による訪問を10月2日～6日にかけて行いました。アクリル板越しではありますが直接手渡しを行い、口頭にて非行政書士の報告依頼、職員への今後の行政書士登録のお願い等を行うことができました。

広報月間 各支部報告



くらしのよろず無料相談会案内チラシ

中心として東西に各5～60km、南北に各90～100kmの道程で広報担当者が疾走する程の管内面積を有している他、効率的かつ丁寧な訪問・説明も必要なため、来年度以降は工夫を重ねた態勢を組みたいと考えています。

なお、A-Iの台頭が目覚ましい昨今ですが、この分野、やはり対面広報が必要と感じたところです。それは、このコロナ禍で「人とのつながり」が希薄になっているように思われ、各種の相談会でも「終活関連」の相談が増えていくように見受けられます。来年以降は、住民の皆さんと身近に接している各市町村には、もっと行政書士の存在を知つてもらうことも必要と思いまし

た。

そのような中、行政書士会単独の取組みではありませんが、帯広市では、行政書士・弁護士・司法書士・社会

会「主催の相談会が10月9日に今年で第19回を迎える開催されました。開場時刻前から並ぶ市民の姿もあり、予定より早く開始して、トータル66件の相談が寄せられ、各士業の相談員がタッグを組んで、より深く、より丁寧に相談に応じていました。

広報のあり様について、ワンストップで解決に導くことができるよう、利用者目線に立った「カタチ」が求められる時代なのかも…と思ったイベントでした。

苫小牧支部

広報担当 境一宏

相談件数は計8件で、これからも行政書士業務を多くの人に知つてもらいたい多くの相談を受けられるよう更に広報活動に努めていきたいと思います。その他の活動として行政書士の存在と活動内容を市民の皆さんに知つてもらうため例年通り苫小牧民報に10月2日と13日に広告を掲載しました。そし



市民と触れ合う
たくまくん



イオンモールでの
無料相談の様子

て市内各所（警察署・保健所・市民活動センター・教育福祉センター）を訪問しポスターの掲示をお願いしてきました。各所とも快く引き受けました。大き大変ありがとうございます。

ここ数年のコロナ禍もやっとひと段落し以前と同じような活動が出来るようになってきたので、これからは広報活動にも益々力を入れていきたいと 思います。

根室支部

広報担当 丹羽大地

今年度の広報月間については、コロナにより郵送対応としていた広報活動を改め、支部管内の自治体、金融機関、振興局、保健所、農業委員会、社会福祉協議会等、計26ヶ所を訪問させて頂き、行政書士制度へのご協力とご理解のお願いとともにポスターとパンフレットの掲示を依頼しました。

また、官公庁に対しては、非行政書士による申請等があつた際には厳格に



別海町生涯学習センター「みなくる」の
書籍コーナー



広報月間 各支部報告



対応して頂きたい旨も併せてお願ひし、日頃から行政との連絡を密にしていくことを相互確認しました。

訪問の際には、たくまくん絵本やエンディングノート、終活ガイドブックも見て頂き、大変好評を頂くとともに、別海町生涯学習センター「みなくる」の書籍コーナーにたくまくん絵本を置いて頂けましたこととなりました。

今後も、地域住民の方々に行政書士を認知して頂けるよう、広報月間に関わらず関係各所と協力しながら、行政書士制度の普及・進展に努めていきたいと思います。

室蘭支部

広報担当 平地 博之

室蘭支部では、10月11日に室蘭市、登別市、17日に洞爺湖町、豊浦町、18日に伊達市、壮瞥町の各市役所、運輸局、公証役場、警察署、農業委員会、建設業協会、社会福祉協議会などを訪問しPRポスターの掲示の依頼、パンフレット、室蘭支部行政書士の名簿、クリアファイルなどを配布した。特に社会福祉協議会にはエンディングノートも併せて配布いたしました。

各市町において無料相談会も毎月継続して開催しております、好評をいただいております。

日高支部

広報担当 湯川 剛

● 広報啓発資料の掲出・設置等を依頼

9月開催の支部理事会で関係機関訪問依頼を決定し、9月下旬から10月にかけて、支部役員が中心となり、日高振興局管内7町の町役場、商工会、農業委員会、社会福祉協議会及び町民が集うセンター的施設等を訪問し、宮元仁会長からの依頼文にもとづき趣旨説明の上、以下のとおり実施しました。

1. ポスターの掲示とパンフレットの設置を依頼

2. 「公務員から行政書士に」のパンフレットについて、設置のほか役場人事担当課に配布のうえPRを依頼

3. 「たくまくん絵本」について、管内7町の図書館等9館へ贈呈

4. 終活ガイドブック&エンディングノートについて各役場の窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会、老人ホームに各1~2部宛配布し、終活業務は行政書士にお問い合わせくださいとPR



パンフレット設置!!新冠町役場ロビー
図書展示棚



函館支部

広報担当 石川 秀行

函館支部では例年10月にかけて、渡島・檜山管内の官公署等へ出向きポスターやリーフレットを配布するなどの広報活動を行つておりましたが、昨年までの3年ほどは新型コロナウイルス感染症の拡大により、直接の訪問は控えすべて郵送で対応しておりました。

今年度は4年ぶりに各官公署等を直接訪問して対応することができました。久しぶりではありますでしたが感触も良く終了することができました。

また、1月29日には行政書士記念日のイベントとして、日本政策金融公庫と公証人との共催で無料相談会を開催予定です。



たくまくんコラムで紹介したYouTube「北海道行政書士会チャンネル」はコチラです。



事務局 年末年始閉局のお知らせ
12月29日(金)～1月3日(水)



意見交換会の様子



意見交換会出席者

令和5年10月17日(火)、札幌出入国在留管理局(以下、「札幌入管局」という。)と本会との第3回意見交換会が、本会2階研修室において開催されました。

意見交換会は、成田副会長が司会進行を担当し、同副会長による挨拶、本会からの出席者の紹介が行われました。続いで、札幌入管局より、審査部門の皆川首席審査官からご挨拶をいただきました。

皆川首席審査官は、「出入国在留管理局においては、多様な関係機関と良好な関係を築くことが求められており、この意見交換会が研修会等において馴染まない意見・要望を幅広く伝えられる良い機会となる。」と述べられた後、札幌入管局からの出席者の紹介が行われ、議題に入りました。

はじめに、尾埜申請取次行政書士管理委員長から委員会の活動状況等を説明し、前回の意見交換会で要望した「届出済證明書」が手書きから印字へと変更されたことへのお礼を述べました。

続いて中山外国人サポートセンター長が質問事項10件を読み上げ、それに応じて札幌入管局の統括審査官3名から丁寧な回答をいただきました。それぞれの回答後には再質問などもあり、活発な意見交換が行われました。

札幌入管局からは、オンラインの認定証明書交付申請では記載漏れが散見され

ることや支援団体等の情報があれば教えてほしいとの要望が出されました。

最後に、成田副会長が次回もこのような形式で開催したいと述べ閉会となりました。

講師・会場内の様子



令和5年11月29日(水)、札幌市内のかつて2・7(5階520研修室)において、13時45分から「令和5年度入管業務研修」を実施いたしました。今回の入管業務研修の会場には、会員26名が参加して、オンライン視聴による参加者は31名ありました。

講義内容は、「入国情・在留手続きについて」オンラインによる在留手続き及び最新の入管情報等)」でありましたが、講師の法務省札幌出入国在留管理局審査

部門統轄審査官の坂本匡志氏から、講義の冒頭において、日頃の入管行政への行政書士による理解と協力に対するお礼が述べられました。

引き続き、入国情・在留手続きについての基本的な内容をはじめとして、オンラインによる在留手続に関することや、最新の入管情報についても、大変丁寧に解説していただきました。

札幌出入国在留管理局との意見交換会

令和5年度入管業務研修を実施

会員からの事前の質問に対する回答も交えながら、各項目におけるポイントや注意事項を分かりやすく説明いただきました。会場では受講者の皆様が熱心にメモを取りながら、真剣に受講していました。

※今回の研修はビデオオンデマンド(VOD)による視聴も可能です。視聴の際は北海道行政書士会サイトに会員ログインの上、ご視聴ください。

業務部・外国人サポートセンター

外国人留学生と企業の合同説明会

令和5年10月27日（金）、紅葉の木々に囲まれた北海道大学構内のクラーク会館3階大集会室1にて、札幌商工会議所主催の「外国人留学生と企業との合同説明会」が13時から開催されました。

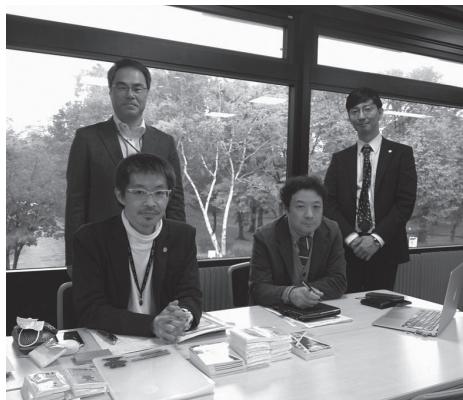
今回の合同説明会では、本会の相談ブースが会場入り口横に設置され、相談員として、外国人サポートセンターから、中山センター長他3名の委員が参加し、外国人留学生からの相談に対応いたしました。

相談内容は、現在の留学の在留資格から技術・人文知識・国際業務への在留資格変更許可申請についての手続きに関することが中心でしたが、将来に向けた永住許可申請等に関する相談もありました。どの学生も、行政書士からの説明に真剣に聞き入っていました。

会場内に設けられた企業毎の相談ブースでは、事前に申し込みをした外国人留学生が、興味を持った企業を訪問して説明を受けていました。建設業・飲食業・観光業など様々な分野の担当者は、留学生からの質問に対応して、丁寧に業務内容について解説されていました。出展者の中には、既に外国人を採用している企業もあり、今回の合同説明会は、熱気に包まれながら和やかに進行しました。



説明会の模様



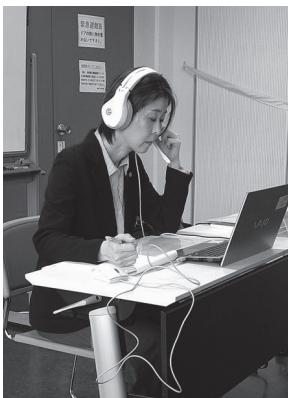
参加した外国人サポートセンターの面々

令和5年11月22日（水）13時から北海道大学クラーク会館大集会室2にて「留学生のための『在留資格（ビザ）』無料相談」を実施いたしました。昨年に引き続き2回目の開催となりましたが、今回は北海道大学キャリアセンター及びジョブキタインナショナルと北海道行政書士会による共催で開催いたしました。

相談員としては、外国人サポートセンターの中山センター長及び亀田委員の他、深林会員、日影会員、閔会員、和泉会員が参加しました。日本語以外に英語・中国語・韓国語での相談対応もありました。

相談員は二名一組となり相談者に対して対応しましたが、今回は、事情があり会場に来ることが出来ない相談者にもzoomにて対応しました。当日は、事前の申込者の他に、直接会場にお越しいただいた方々からの相談もお受けしました。

今回の相談者は20組24名の方々でしたが、相談内容としては留学から技術・人文知識・国際業務への在留資格変更許可申請、永住許可申請、国際結婚、起業、高度人材ポイント制等についての



zoom対応中の相談員



相談中の様子

相談を中心として、外国人留学生だけでなく、ご家族からの相談もあり、大盛況のうちに終了しました。

留学生のための「在留資格（ビザ）」無料相談

令和5年度

第1回 理事会の要旨

理事

橋本奈津子、酒匂桂子、三浦勝也、紺野裕和、羽賀亮介、渡辺克枝、嶋村卓也、渡部隆太、佐藤聰、藤岡利昭、中山太、吉田充、森武一雄、山田慎也、間瀬博昭、斎藤哲也、平間丈嗣、本木茂秋、遠藤雄大、甲田啓一、大井義信、秋山充、湯川剛、医王田勝美、圓尾智裕、青木秀行、丹羽大地

- 日時／令和5年7月4日(火) 10時～16時
- 場所／ホテルポールスター札幌 4階「ラベンダー」
- 出席者

会長 宮元 仁
副会長 菊地淳史、横内寿治、成田眞利子、
嶋田不二雄、野口哲郎

監事 高橋國夫、江谷清和(オブザーバー)
行政書士会北海道ADRセンター 河上 隆(オブザーバー)

冒頭、宮元会長から高橋監事、江谷監事のオブザーバー参加を確認する発言があり、異議なく了承された。

○協議事項

副会長が会長の職務を行う順位と分掌事項について

副会長が会長の職務を行う順位と分掌事項を次表のとおりとすることについて報告された。

順位	氏名	所管部・委員会等
1	菊地 淳史	中央研修所、戦略推進部、職務上請求書使用確認委員会
2	横内 寿治	経理部、ADRセンター、選挙管理委員会
	成田眞利子	広報部、申請取次行政書士管理委員会、外国人サポートセンター
	野口 哲郎	業務部(外国人サポートセンターを除く)、封印管理委員会、総務部(職務上請求書使用確認委員会を除く)、法規監察部、綱紀委員会
	嶋田不二雄	封印管理委員会

第2号議案(部長等及び構成員の選任について)

常任理事会で選任された各部長等について発表され、異議なく了承された。

第3号議案(顧問・相談役の委嘱について)

顧問及び相談役の委嘱について報告があり、異議なく了承された。

第4号議案(綱紀委員会委員・選挙管理委員会委員の承認について)

綱紀委員会委員、選挙管理委員会委員について各自発表された。宮元会長より、この2つの特別委員会は第三者機関であり、委員長は委員の互選となることが補足説明され、両委員会の委員は異議なく承認された。

特別委員会等の委員について(報告)

- 申請取次行政書士会管理委員会
申請取次行政書士会管理委員会の構成員が報告された。
- 行政書士会北海道ADRセンター
行政書士会北海道ADRセンターの構成員は、別途任命することが報告された。

第1号議案(常任理事7名の承認について)

- 正副会長会議の開催を経て、常任理事7名を会則施行規則第90条に基づいて選考したことが発表され承認された。

続いて、宮元会長より、第2号議案、第3号議案、第4号議案について、この選任を常任理事会構成員に一任することが諮られ承認された。

専門委員会の委員について(各部報告)

- 封印管理委員会
封印管理委員会の構成員が報告された。

専門委員会の委員について、「一覧表の参照をもつて報告に代えたい旨、宮元会長から発言があり、了承された。

令和5年度中間監査

令和5年10月26日・27日中間監査が行われ、27日に常任理事に対して監査講評がありました。監事団から各部長へ事業執行に対して示唆に富んだ助言をいたしました。

会長からは令和5年度後半の事業執行に邁進していく姿勢をお話しされました。



監査の様子



左から
・江谷 清和監事
・高橋 國夫監事
・平賀 穎彦監事

○ 報告事項

各部からの報告事項について

各部副部長の選任について

各部長から各部副部長及び専門委員会委員長の選任について報告があつた。

※宮元会長から、途中出席となつた行政書士会北海道ADRセンターの河上センター長の理事会オブザーバー参加を確認する発言があり、異議なく了承された。

令和5年度事業計画の推進（進捗）等について

ア 総務部

登録業務、入会推進活動、支部長協議会、コンプライアンス、賀詞交歎会、日行連と地協との連絡会、組織改編、デジタル化、災害対策、会則等の見直しについて報告された。

イ 経理部

健全財政の確立、会費納入促進対策、助成金について報告された。

ウ 広報部

会報の発行、ホームページリニューアル、対外広報活動、全道監察広報担当者会議について報告された。

オ 業務部
工 法規監察部

綱紀事案処理要綱の作成の検討、小樽市の空家対策推進に係る協定書に関するリーガルチェックについて報告された。

カ 戰略推進部

農業に特化したワーキンググループの設置、事務所経営に関する研修の企画、政策金融公庫と事業承継に関する業務、専門委員会等の活動、法教育、高齢者に対する生涯教育、経理部・広報部との連携について報告された。

キ 中央研修所

諸会議の開催、一般倫理研修、総合法学講座、新企画へのチャレンジについて報告された。

ク 申請取次行政書士管理委員会

委員会の活動、関係機関の訪問、札幌出入国在留管理局との意見交換会、日行連主催の委員会、責任者会議等について報告された。

ケ 封印管理委員会

農耕用トラクター等特殊車両の通行許可申請のサポート、車検証の電子化に伴う諸制度の調査、自動車登録相談について報告された。

圓尾理事からOSSについて「税金や収入印紙等を電子納付するシステムが北洋銀行しか使えない状況の改善を委員会で推進をしてもらえるのか?」との質問があつた。

羽賀委員長からは、「委員会として何かアクションができるか難しいところはあるが、国交省等にお願いして行く形になると思う。」との回答があつた。
また宮元会長から「これについては、変わることになつてている。とにかく意見があつたら言つて欲しい。」との発言があつた。

コ 行政書士会北海道ADRセンター

規約改正、執行権付与、研修等のレベルアップ、裁判所等との関係強化の取組、ODRについて報告された。

○ その他

法規監察部から報告事項

医王田法規監察部長より、十勝支部から宮元会長あてに出された「行政書士法違反（非行政書士による代理申請等）の防止にかかる道及び道内自治体への対応要請または申入れについて」という文書について、「農地転用業務について行政に対して要請するとともに、行政書士側も対応できる人材の養成が必要」との説明があつた。

宮元会長からは、「農地転用に係る業務に関しては監察とすることでも目を光らせないといけない。法規監察部内で支部連携の体制を整えて行きたいと思う。」との発言があつた。
以上で令和5年度第1回理事会は終了した。

全道監察 広報担当者会議開催報告



全道監察広報担当者会議

北海道行政書士会 三支部（旭川・札幌・小樽） 合同研修会の開催報告



令和5年9月30日三支部合同研修会の様子

令和5年9月30日（土）、旭川市立大学において、旭川・札幌・小樽三支部合同の研修会が開催されました。令和元年に小樽支部が幹事となつて小樽市で開催されて以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期されおり、今回は実に4年ぶりの開催となりました。

研修会に先がけ、今回の幹事である旭川支部の堂下和博支部長の挨拶の後、講師である旭川市立大学理事長高瀬善朗氏より「ようこそ旭川市立大学へ！」と題して講話していただきました。同大学は、私立旭川大学が公立化され、令和5年4月に新たに開学したばかりで、高瀬氏からは、様々な困難を乗り越えて実現した公立化への道のりや大学の将来の展望などについて話していただきました。

参加者は、真剣な眼差しで、興味深く話を聞いていました。

研修会終了後は、旭川市内の大大雪地ビール館において懇親会が行われ、普段顔を合わせることのない他支部の会員と、大いに親睦を深めることができました。

今回52名の会員が参加しましたが、うち4名は、来年から参加予定で今回はオブザーバー参加の空知支部の斎藤哲也支部長ら役員などで、来年からは札幌・小樽・旭川の三支部に空知支部が加わり、四支部合同の研修会となる予定です。

令和5年度四士業連絡協議会の報告

令和5年11月22日(水)、令和5年度四士業連絡協議会がホテルポールスター札幌で開催され、本会からは、成田副会長、酒勾広報部長が出席しました。

・議題

1. 教育現場における出前授業について（北海道税理士会）
2. インボイス（適格請求書等保存方式）開始について（北海道税理士会）
3. 税務・会計・総務のデジタル化フォーラムの開催について（北海道税理士会）
4. 関係団体との交流・協力について（北海道社会保険労務士会）

・情報交換

1. デジタル化社会を迎えて、士業の広報のあり方（北海道行政書士会）
2. 会議の開催時間の設定について（札幌司法書士会）

・協議事項

1. 四士業合同研修会（農業関連）の継続協議について（北海道行政書士会）
2. その他

本会から議題に挙げた会員のメールアドレス取得に関して、札幌司法書士会は数名を残して取得し会員への迅速な情報伝達を完成している状況に、他の士業は驚きを持って聞いていました。協議会全体として、会員への情報提供は紙からデジタルの時が来ていることを強く感じる会議でした。

また、農業関連の合同研修会の実施に向けて、各士業農業分野に精通している会員を1名講師として準備することが決まるなど具体的な動きがあり、実現に向けて一步前進しました。

道東四支部合同研修会報告

令和5年11月3日（金）、網走、帶広、釧路、根室の道東四支部による合同研修会が遠軽町で開催されました。

研修会の第1部は、遠軽町の白滝ジオパーク内にある遠軽町埋蔵文化財センターで開催。ここでは令和5年6月27日に国宝指定された北海道白滝遺跡群出土品について学び、特に黒曜石についての詳細な説明が行われました。埋蔵文化財センターの職員による詳しい説明の後、実際の出土品を見学し、その加工技術と接合作業に感心しました。



展示物見学の様子



鶴丸俊明名誉教授



▲▼黒曜石加工体験



遠軽町埋蔵文化財センター

展示物見学の後は、実際の黒曜石による石器づくり体験が行われました。最初は参加者同士の会話でにぎやかな雰囲気でしたが、時間が経つにつれて口数も減つていき、石を割る音だけが響き渡る中、参加者は額に汗を浮かべながら懸命に加工体験をしていました。

その後会場を移して第2部を開催。考古学者の鶴

丸俊明札幌学院大学名誉教授を講師に迎え、「私の学んだ世界」と題した講演が行われました。講演では、鶴丸氏の考古学との出会いから、様々な「師」との出会いを経てその学問を深めていく様子が語られました。考古学といえば、どうしても「発掘」や「出土品の収集」といった面がフォーカスされますが、「石器時代のオホーツクには豊かな文化があった。そんな『文化の復元』こそ考古学である」と思い至ったというお話を非常に印象に残りました。

研修会終了後には懇親会が開催され、幹事支部である網走支部が準備してくれたゲームなどで大いに盛り上がり、その後も一次会、三次会と夜が深く更けるまで懇親を深めていました。

令和5年10月2日（月）から同4日（水）までの三日間、札幌市中央区北2条西7丁目北海道立道民活動センター（かどる2・7）において、令和5年度第1回新入会員研修が開催され、合計59名の新入会員が参加しました。

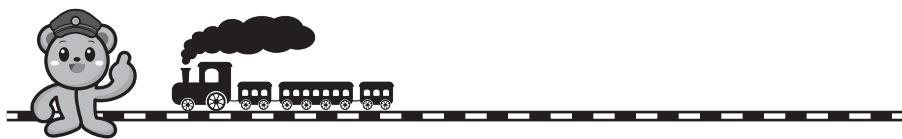
今回の研修は「行政書士事務所の営業と顧客獲得」の講義を皮切りに、自動車登録、運送事業、建設業、風俗営業などの許認可関係から、国際業務、相続等終活支援、法人設立や農業関連業務、ペット関連業務まで幅広く、行政書士会のベテラン講師による講義が行われ、関係法令や手続き等について詳しく学びました。

また、北海道警察本部から招いた外部講師による不当要求への対応方法やサイバー空間の脅威の実態などについての講義や行政書士として必要な職業倫理等のコンプライアンス研修も行われました。参加した会員の皆さんは一言一句逃さないよう真剣な面持ちで講義に聞き入っていました。



令和5年度第1回新入会員研修の様子

令和5年度 第1回新入会員研修の実施報告



普段何気なく車を走らせていると、道路に並行して小道があつたり、使われていないトンネルや橋脚を目にする事はありませんか。

そう、そこは昔汽車が走っていた線路の跡、廃線跡なのです。(※廃線跡であることが多いと思います。)

私みたいな鉄道好きにとっては、目をつむると汽車が走っている情景が汽笛の音とともに蘇って浮かんできます。

廃線跡がある一方で、小樽、岩見沢など札幌近郊にお住まいの方は、毎日の通勤・通学、買い物などでJRの電車を利用されている方も多いいらっしゃると思います。

普段、特に札幌駅まで乗られている方々の中には、ボートと車窓の景色を眺めたり、スマホの画面を眺めながら、ゆらゆら電車に揺られているだけという方もいらっしゃるかもしれません。

でも実はその線路、北海道で一番早くにできた古い線路だなんて考えたことがありますか?

中々ないのではないかと思います。

日本で一番最初に鉄道が走ったのが明治5年(1872年)、東京・新橋(現汐留)－横浜(現桜木町)間、次いで明治7年(1874年)に大阪－神戸間、そしてなんと3番目が北海道だったのです。

それが小樽の手宮と三笠の幌内を結んでいた幌内鉄道なのです。

現在、幌内鉄道の終着駅であった幌内駅の跡地は三笠鉄道村になっており、今回はその中にある三笠鉄道記念館を訪ねてきました。

三笠鉄道記念館は、三笠振興開発株式会社が管理・運営しており、同社の代表取締役である三宅博文社長から話を伺いすることができました。(写真1参照)

幌内鉄道は、北海道開拓使により官営で敷設され、明治13年(1880年)11月、手宮－札幌間で営業運転を開始。明治15年(1882年)11月に札幌－幌内間が開通し、手宮－幌内炭山間約91.2キロメートルが全通となりました。当時国内では最長の路線でした。(写真2参照)

時間的にはどのくらいかかったのかといふと、札幌－幌内間約55キロメートルを約3時間かけて走っていたそうです。そもそもそんなにスピードが出なかつたのと、途中石炭と水を足さなければならず、駅の停車も約15分くらい時間を要したとのことでした。(写真3, 4参照)

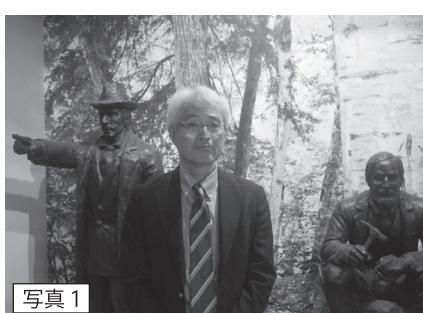
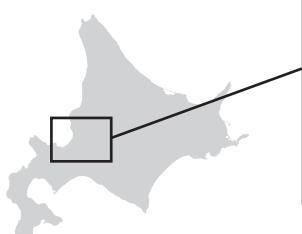
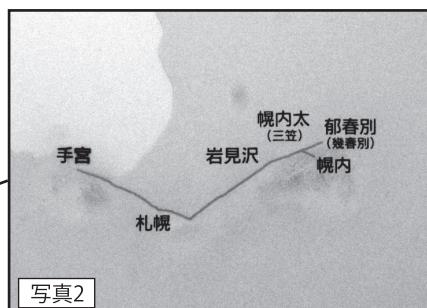


写真1

三笠振興開発株式会社 三宅博文代表取締役



幌内鉄道路線図・明治21年12月

「北海道 鉄道の足跡 ～三笠鉄道村を訪ねて～」

会報・ホームページ委員が調査しました!

特別企画バッケンバーはコチラ



特別企画

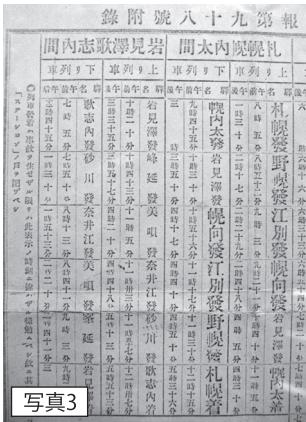


写真3

北海道炭礦鉄道時刻表1・
明治24年8月



写真4

北海道炭礦鉄道時刻表2・
明治24年8月



写真5

弁慶号

同鉄道は、幌内炭山の石炭を小樽港に輸送することが主な目的でしたが、それだけでなく、札幌付近への物資の輸送という役割も果たし、石狩平野の開拓にも大きく貢献しました。

幌内鉄道の車両やレールなどの材料は、アメリカから船で北海道まで運ばれました。

というのも、北海道開拓使がアメリカからジョセフ・U・クロフォード(1842～1924年)を招き、建築兼土木顧問として鉄道建設の指導に当たってもらったからなのです。

当初、幌内から小樽への石炭の輸送は石狩川の水運を利用するという案が有力でしたが、クロフォードの小樽までは鉄道で運ぶのが有利であるとの意見から、幌内鉄道が生まれるきっかけともなったのです。そしてアメリカ型の鉄道が敷設されていったのです。

蒸気機関車はアメリカ製で、前面に牛馬をはね返すカウキャッチャーという排障器が付いているのが特徴で、明治13年(1880年)から明治22年(1889年)まで合計8両輸入されました。最高速度は時速約48km/hで、価格は現在の価値に換算すると、1両あたり1億5千万円を超えたくらいになります。(写真5参照)

1号機関車は「義経号」、2号機関車は「弁慶号」というように、それぞれ名称が付けられており、義経号は京都市の鉄道博物館、弁慶号はさいたま市の鉄道博物館に現在は保存されています。

各機関車の名称は

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1号 義経(義經) | ～ 源義経より |
| 2号 弁慶(辨慶) | ～ 武藏坊弁慶より |
| 3号 比羅夫 | ～ 阿倍比羅夫より |
| 4号 光圀 | ～ 德川光圀より |
| 5号 信広(信廣) | ～ 武田信広(松前家始祖)より |
| 6号 しづか | ～ 静御前より |

と付けられており、7号・8号は無名でした。

また6号機関車の「しづか号」は小樽市の鉄道博物館に保存されています。

幌内鉄道は、沿線がまだ開発されていなかったと、冬場の雪で運行が難しいものもあり、明治19年度まで毎年赤字でした。その分運賃も新橋・横浜間に比べると割高であったとのことです。

官営であった幌内鉄道はその後、明治22年(1889年)に設立された北海道炭礦鉄道会社に払い下げられ、以後同社が炭鉱の開発と鉄道の敷設を進めました。

幌内鉄道の技術を引き継いだ同炭礦鉄道は、本社を手宮(小樽市)に置き、国産2番目の機関車「大勝号」をはじめ、客車や貨車も多く製造しました。

幌内鉄道が民営化された後(北海道炭礦鉄道となった後)、北海道の開拓を進めるために、明治30年代後半には旭川一名寄間、釧路一帯広間などが開通し、北海道の鉄道網の骨格部分が形作られていきました。

また、明治24年(1891年)に上野一青森間の鉄道が全通し、函館一小樽間の鉄道の敷設が急がれていたところ、明治37年(1904年)に全通し、翌年には北海道炭礦鉄道とつながりました。

この頃は北方のロシアの脅威もあり、兵士や武器を運ぶという目的でも鉄道の敷設が急がれたのです。

民営化され北海道炭礦鉄道となった幌内鉄道ですが、明治39年(1906年)の鉄道国有法により、同年10月に政府に買収され国有化されます。翌年、函館一小樽間の北海道鉄道株式会社も買収され、北海道の鉄道は国有鉄道に一本化されました。

(※動力が人力であつたり森林鉄道などいわゆる軽便鉄道を除く)

明治41年(1908年)の青函連絡船の運航開始、大正10年(1921年)の西和田一根室間の鉄道開通、翌年の鬼志別一稚内間の鉄道開通により、北海道を横断・縦断する鉄道網が整備されました。

その後、昭和初期までに幹線鉄道網が完成し、地方の細部に至るまで鉄道が敷かれていくことになるのです。(写真6,7参照)

特別企画

戦中の混乱期を経て、戦後は日本国有鉄道幌内線（岩見沢—幌内・幾春別間）となった幌内鉄道ですが、明治の北海道の黎明期から石炭をはじめとする多くの資源や物資、多くの人を運んできました。（写真8, 9参照）

戦後の石炭から石油へのエネルギー革命、モータリゼーションの波の影響を受け、次第に利用者も減り、廃止対象となっていました。

ついに日本国有鉄道が北海道旅客鉄道株式会社になってすぐの昭和62年7月12日、さよなら列車とともに廃止となってしまいました。

旧幌内駅跡には三笠鉄道記念館、鉄道車両展示、SL（蒸気機関車）走行施設のある三笠鉄道村が作られ、手宮にある小樽市総合博物館とともに、幌内線の歴史、偉業を今も後世に伝えています。

是非一度足を運んで、北海道で一番最初の鉄道路線、古の鉄道に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

【参考文献・参考資料】

- ・「幌内線史 開拓のいしづえとして」（岩見沢市出版）
- ・三笠鉄道記念館展示室資料

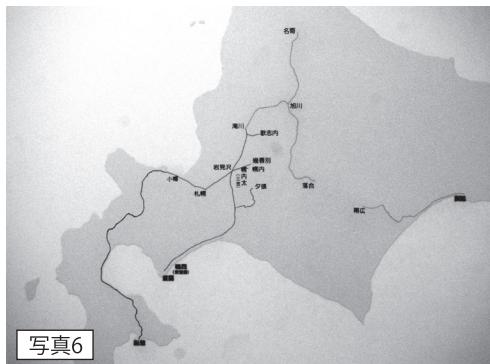


写真6 北海道鉄道路線図・明治38年12月

施設紹介



三笠鉄道村

（写真10, 11参照）

三笠鉄道記念館、鉄道車両展示、SL走行・運転体験エリア（幌内ゾーン）とクロフォード公園（三笠ゾーン）に大きく分かれています。

三笠鉄道村の特徴は、SL機関士体験ということで本物のSL（S-304号）の運転を体験できるところです。（※日本で唯一、石炭と蒸気を使用した運転体験ができます!!）

☆運転体験（三笠鉄道村ホームページより申込み）

- ・対象年齢 18歳以上
- ・体験実施日 毎年ゴールデンウィークイベント後から10月15日までの土日祝日（※7月下旬から8月中旬までの夏休み期間中は休館日を除く毎日）

▶体験の流れ

- ① 申込み → ② 学科講習（初回のみ、三笠鉄道記念館で実施）→
 - ③ 証明書交付（講習終了証明書）→ ④ 運転体験
- （※機関士制服は貸与、機関士帽は要購入）

▶講習料（初回のみ）

15,000円（機関士帽代込み）

▶運転体験料（1回毎の料金）

1回～10回	7,000円
11回～30回	6,000円
31回～50回	5,000円
51回～	4,000円

▶運転区間 三笠鉄道村内の幌内鉄道を1往復

※回数に応じてオリジナル腕章が交付されます。

11回で機関士見習

31回で補助機関士

51回で機関士

※SL S-304号

昭和14年（1939年）、当時の日本製鐵輪西製鐵所向けに造られた産業用蒸気機関車です。

遠くは九州から運転体験に来る常連さんもいるようです。冬期間は休館となりますので、是非一度は訪れてみてください。



写真10 三笠鉄道記念館



写真11

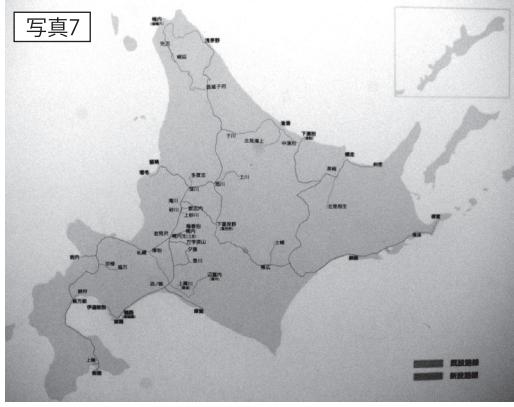
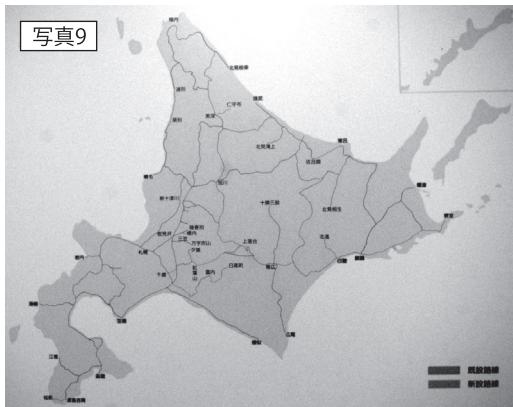
SL・S-304号

特別企画

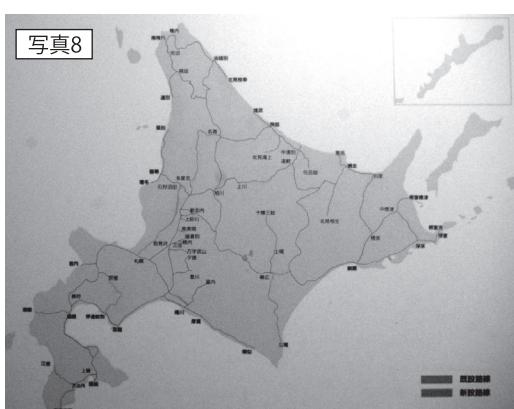
●「北海道

鉄道の足跡

△三笠鉄道村を訪ねて△



北海道鉄道路線図・昭和56年10月



【三笠鉄道記念館】(幌内ゾーン)

所 在 地 〒068-2145

北海道三笠市幌内町2丁目287

電 話 番 号 01267-3-1123

開 館 時 間 午前9時～午後5時

休 館 日 毎週月曜日

(月曜日が祝日の場合はその翌平日)

冬 期 間 (10/16～4/15)

入 館 料 金 一般 530円 (団体430円)
小中学生 210円 (団体160円)

※団体は20名以上

乗 車 料 金 SL・S-304号 1回300円

ミニ新幹線 1回300円

※運転体験ではありません

運 行 日 時 SL 土日祝日

10:00始発～16:00最終30分毎発車

(12:30のみ運行なし)

ミニ新幹線 土日祝日 SLと同時間内 隨時運行

※SL・ミニ新幹線とも7月下旬から

8月中旬までの夏休み期間中は休館日を除く毎日運行

交 通 手 段 • バス/JR岩見沢駅より 所要時間約40分

中央バス 幾春別町行 乗車

「市民会館」下車 乗換え

市営バス 幌内線 乗車

「三笠鉄道記念館」下車

• 車/道央道「三笠インターチェンジ」より
幌内方面へ約15分

【クロフォード公園】(三笠ゾーン) (写真12参照)

所 在 地 〒068-2145 北海道三笠市本町971-1

※旧三笠駅跡、鉄道車両展示あり

※トロッコ鉄道体験ができます。

運 行 期 間 4月下旬から10月下旬まで

運 休 日 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は

その翌平日)

冬期間

※開館日、運行日等は都合により変わ
る場合があります。



一般倫理研修受講のご案内

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機にその再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする日本行政書士会連合会の会則改正がなされました。

その改正が令和4年8月31日付けで総務大臣から認可されたことに伴い、令和5年8月31日から5年に1度の一般倫理研修の受講が、全会員に義務化されることとなりました。

一般倫理研修の受講は会員の義務となりましたので、以下の情報をご参考の上、受講期限までに受講してください。

1.スケジュール

令和5年3月15日～	・一般倫理研修の配信開始	※中央研修所研修サイトにて配信
令和5年8月31日～	・一般倫理研修受講義務化 ・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」 第22条の改正規定施行	※職務上請求書を購入する際、一般倫理研修の修了証が必要になります
令和6年3月31日	・一般倫理研修受講期限	※令和5年8月31日時点で会員である者の受講期限

※なお、令和5年8月31日以降に会員となった方は、登録月の翌月から起算して3か月以内に受講し、修了してください。
例)令和5年12月1日に登録した者 → 令和6年3月31日までとなります。

2.研修科目

- ①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

3.受講方法

- ①中央研修所研修サイトにログイン (<https://gyosei.informationstar.jp/>)
(初めて利用される場合は新規登録が必要です)

↓

- ②一般倫理研修を受講(3時間程度)

(中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、本会にご相談ください)

※4科目すべてを受講したのち、テストを受験する必要があります。

※各科目的動画内に「キーワード」が散りばめられています。テストの回答の際に必要になりますので、必ずメモを取っていただきますようお願いいたします。

↓

- ③すべての講座を視聴後、テストを受験

※すべての講座の視聴率を100%にする必要があります。

※テストに合格しないと修了証を発行できません。

↓

- ④テスト合格後、修了証をダウンロードして研修修了

※令和5年8月31日以降、職務上請求書を購入する際に必要になります。

※必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。

より詳しい受講方法については、中央研修所研修サイトに掲載している

『中央研修所研修サイト利用マニュアル』(一般倫理研修)を御覧ください。

4.次回受講期限について

次回受講期限は、修了日の5年後の日が属する年度の3月31日までです。

例)令和5年10月1日に修了した場合 → 令和11年3月31日まで

ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日までとします。



シリーズ

二刀流 ① 農業と行政書士

日頃行政書士として活躍する会員の中には、他の士業の資格を持っている、いわゆる「兼業」という人も少なくありません。しかし士業とは異なる分野での仕事を両立させている人は、珍しいかもしれません。

今回は、北見市で農業と行政書士業の二刀流を実践する吉田慎司会員にお話を伺いました。

吉田会員は、網走支部に所属する行政書士で、2015年に開業。実家が農家であることから、自然と家業を継ぐことを考えていたそうですが、法律に興味を持ち、人と接する仕事がしたいという思いから行政書士の道を選びました。

現在は、家族とともに農業を営みながら行政書士としても地域の人々の相談に応じています。また、網走支部の役員や北海道会の建設業相談員対応委員会委員としても活動しています。

「農業と行政書士業の両立は大変ですか?」という質問に吉田会員は「時間のやりくりが難しいですね」と答えました。農作業は朝から晩までやることがあるので、書類作成や提出は農作業の合間や終わってから行うこともあるそうです。

その一方で二刀流にはメリットもあると言います。「一つのことにのめり込むことなく、視野を広く保つことができます。農業は自然相手の仕事なので、行政書士業で人と関わることでバランスがとれると思います。それに、身体を動かすので太らないですよ」と笑いました。

ただ最近は農業より行政書士の仕事の比率が大きくなってきたこともあり、若干体重が増えつつあるそうですが…。

そんな吉田会員に「二刀流をやっていて良かったことはありますか?」と質問すると、「農地関係の仕事があるのは良かったことかもしれないけど、農業と行政書士業の2つの仕事をやることがあまりにも日常になってしまっているので、改めて聞かれると困りますね…」との答えが返ってきました。

しかしそれは、吉田会員の中では「2つの仕事が自分の中できちんと融合している」ということが感じられる答えなのではないかという印象を持ちました。

仕事のこだわりについて伺うと、「お客様に『依頼してよかったです』と言ってもらえるように心がけること」と言います。それは農業も同じで、「買ってよかった」とか「食べてよかったです」とかそう思ってもらえるようにしていきたいと言います。

二刀流には二刀流ならではのメリット、デメリットや苦労もありますが、どちらの仕事も真摯に取り組む姿勢を持つことが大切だということを改めて感じるお答えでした。

最後に今後の展望について聞くと、「自宅兼ではなく独立した事務所を持ちたい」「スタッフを雇用したい」「年商5,000万円をめざしたい」という夢を少しあながた語ってくれました。

吉田会員の活躍は、行政書士が士業以外の分野でも活躍できることを示しており、他の行政書士にとっても大きな刺激となるのではないかでしょうか?

吉田会員には短い時間ながらも丁寧にお答えいただきました。ありがとうございました。



将来の展望を語る吉田会員



吉田会員の実家の玉ねぎ畑



新入会員



つじ けいすけ
辻 景 介

小樽支部 2023年9月1日入会
事務所 小樽市花園2丁目8番17号
TEL.090-1525-3335

コメント



まえかわ ゆうすけ
前 川 祐 介

札幌支部 2023年9月1日入会
事務所 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目
16番25号
TEL.080-9972-7963
FAX.011-891-3594

コメント

会社員と兼業で業務を行います。宜しくお願い致します。



たにい もとこ
谷 井 基 子

日高支部 2023年9月1日入会
事務所 沙流郡日高町富川南四丁目2番48号
TEL.090-9431-9520

コメント

この度、令和5年9月1日付けで北海道行政書士会に入会させていただきました谷井基子と申します。行政書士の業務を通して地域の皆様が安心して生活できる環境を整えるための働きができるように、日々精進していきたいと思っております。若輩者ではございますが、諸先輩方のご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



かねこ まさゆき
金 子 雅 之

札幌支部 2023年9月1日入会
事務所 札幌市中央区北2条西2丁目34番地
フージャース札幌ビル9階
TEL.011-205-0740
FAX.011-205-0741

コメント

行政書士としての強みを生かし、皆様のお困りごとの解決に尽力してまいります。よろしくお願ひいたします。



さとう ゆういち
佐 藤 祐 一

旭川支部 2023年9月1日入会
事務所 旭川市春光台1条4丁目2番9号2F
TEL.090-9435-8198

コメント

旭川市で開業しました佐藤祐一と申します。地域の皆さまの暮らしやビジネスのお役に立てるよう精進して参ります。



しろと ゆうや
白 戸 悠 也

札幌支部 2023年10月2日入会
事務所 札幌市中央区大通西11丁目4番地
登記センタービル3階
TEL.011-213-0901
FAX.011-213-0902



さがわ たつのり
佐 川 辰 徳

札幌支部 2023年9月1日入会
事務所 札幌市白石区菊水5条3丁目
1番30号
TEL.011-823-0558

コメント

小平行政書士事務所の佐川と申します。よろしくお願ひいたします。諸先輩方のお力を借りしながら、依頼人に寄り添った対応を行っていきたいと思います。



てんま みき
天 满 三 樹

札幌支部 2023年9月1日入会
事務所 石狩市花川南3条4丁目23番地
TEL.0133-75-1080

コメント

税務行政の事務経験を活かし、社会に貢献できるよう精進して参ります。よろしくお願ひいたします。



すが ひであき
菅 秀 晃

札幌支部 2023年9月1日入会
事務所 札幌市南区澄川3条3丁目
4番15-402号
TEL.090-2876-6899
FAX.011-598-6044

コメント

初めまして。自他共に求める昭和人間の菅でございます。会員の皆様の平均年齢を引き上げることになりますが、銀行勤務で培った経験を活かして、努力精進する所存でございます。北海道行政書士会会員の皆様、これからお世話になります。よろしくお願ひ申し上げます。



しおじ ひろみつ
塩 地 弘 光

旭川支部 2023年9月1日入会
事務所 旭川市10条通22丁目1番地の7
TEL.0166-74-6406
FAX.0166-74-6406

コメント



ゆぎもと まゆこ
杉 本 真由子

札幌支部 2023年9月1日入会
事務所 札幌市中央区南4条西6丁目
8-3晴ばれビル501-B
TEL.011-223-0077

コメント

コメント

令和5年10月2日付で登録させていただきました白戸と申します。皆様宜しくお願ひ致します。

新入会員



さわざき　みゆき
澤崎 美由紀

札幌支部 2023年10月2日入会
事務所 札幌市中央区大通西4丁目1番地
TEL.011-261-1170

コメント

補助者として相続関係の事務を10年近く経験してからの登録となりました。実務を通して勉強を重ね、お客様のご要望に誠実にお応えしていきたいです。



もりさき　まなぶ
森崎 学

旭川支部 2023年10月2日入会
事務所 旭川市豊岡1条2丁目4番26号
第2桜井ビル2階
TEL.070-3360-3445
FAX.050-3153-1321

コメント

令和5年3月末に旭川市役所を早期退職し、4月に土地家屋調査士事務所を開業しましたが、10月より行政書士を兼業することとなりました。若輩者ですが、何卒よろしくお願ひいたします。



おおたき　かずのり
大瀧 和範

札幌支部 2023年10月2日入会
事務所 札幌市豊平区月寒西3条7丁目
7-30 ルナノルド411号室
TEL.070-1212-9496

コメント

国際業務を通じて地域活性化に貢献したいと考えております。これまでの経験とは全く畑違いではありますが、日々研鑽し、一人でも多くの人から感謝されるような行政書士を目指します。



えのき　あさみ
榎 愛咲美

札幌支部 2023年11月1日入会
事務所 札幌市中央区北2条西2丁目32番地
第37桂和ビル6階
TEL.090-5228-9326

コメント

法律事務所で勤務をしておりましたが、この度、行政書士事務所を開設致しました。法務サービスを提供する者の一人として、日々研鑽を積んでまいります。どうぞ宜しくお願い致します。



いしい よりこ
石井 ヨリ子

空知支部 2023年11月1日入会
事務所 夕張郡由仁町北栄133
喜多村建設(株)2階
TEL.090-8378-3646

コメント

微力ですが、地域の方々のお役に立てればと思っております。どうか、よろしくお願ひいたします。



さいとう　ゆたか
齋藤 豊

札幌支部 2023年10月2日入会
事務所 札幌市中央区北1条西9丁目
3番地27 第三古久根ビル601
TEL.011-242-1414
FAX.011-242-1405

コメント



おりかさ　ふみあき
折笠 史明

札幌支部 2023年10月2日入会
事務所 札幌市東区北33条東16丁目
1-11 三友ビル
TEL.011-785-4488
FAX.011-785-4489

コメント

行政書士といえば思い浮かぶのは、カバチタレ！です。現実と別世界と思いつつ、私なりに取組みたいと思っております。



ほんだ　こうじ
本田 幸治

網走支部 2023年11月1日入会
事務所 網走郡美幌町字東1条南3丁目
25番地3
TEL.0152-73-6159
FAX.0152-73-6276

コメント



いしだ　たくや
石田 卓哉

空知支部 2023年11月1日入会
事務所 岩見沢市北四条西15丁目1番10号
TEL.080-9015-6017
FAX.0126-28-0015

コメント

石田卓哉と申します。北海道行政書士会の一員となることができまして大変うれしく思います。皆様何卒よろしくお願い申し上げます。



たにみづ　ちあき
谷水 千晶

札幌支部 2023年11月1日入会
事務所 札幌市中央区南1条西11丁目
327番地20アジャイル南1条ビル
TEL.011-200-0456

コメント

令和6年・新春公開セミナー・新年賀詞交歓会

恒例の新春公開セミナー及び新年賀詞交歓会の概要が決まりましたので、
お知らせいたします。詳しくは同封の別紙をご覧ください。

開催日時	令和6年1月27日(土) 14:00~17:30 (受付13:30~)
場所	札幌グランドホテル別館2階「グランドホール」 (札幌市中央区北1条西4丁目 011-261-3311)
参加費用	第1部：無料 第2部：7,000円 (当日会場受付でお支払ください)
申込方法	QRコードをお読み取りいただきGoogleフォームよりお申込みいただくか、 メールまたはFAXにてお申込みください
締切	令和6年1月19日(金)まで

第1部

新春公開セミナー 主催 北海道行政書士会

時間・会場 14:00~15:30 札幌グランドホテル別館2階「グランドホール」

講演 「地方活性化と行政書士の役割について～旭川はれて屋台村を事例に」

講師 元衆議院議員・株式会社CocoHarete代表取締役社長 杉村 太蔵 氏

第2部

新年賀詞交歓会 主催 北海道行政書士会・北海道行政書士政治連盟

時間・会場 16:00~17:30 札幌グランドホテル別館2階「グランドホール」

講演 ご支援をいただいている国会及び北海道議会の各先生方、その他関係機関・団体代表



◀申込フォーム

E-mail 2024.gyosei.seminar@gmail.com

FAX 011-281-4138 (北海道行政書士会宛て)

今号の写真

撮影者／本木 茂秋(旭川支部)

撮影日／2023年1月2日

撮影場所／川上郡弟子屈町弟子屈原野
摩周湖第1展望台



「摩周湖の霧氷」

写真提供者の言葉

摩周湖は「霧の摩周湖」と呼ばれるほど、霧の日が多いのですが、冬は霧が無い日が多いそうです。また、冬期間は川湯側からの道は閉鎖され、弟子屈側からこの第1展望台までしか行くことができません。

霧が無いと湖面がしっかりと見えてきれいです。中島があるのも、この日初めて知りました。

もうちょっとでダイヤモンドダストも見えたのですけど、うまく撮影できなかったので、湖と霧氷の写真となりました。

表紙写真 募集!



会員の皆さんから、北海道の風景写真を募集します! 10MB程度の風景写真画像をストレージサービスを利用して提供してください。詳しくは事務局までお問合せください。

次号の予告

※内容が変更になる場合があります。

新春公開セミナー・新年賀詞交歓会報告

行政書士記念日事業

特集：会報ホームページ委員が調査しました!

ご逝去 ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

札幌支部	4683番	中 村 均	去る令和5年9月18日にて永眠（享年72歳）
旭川支部	3172番	石 田 晓 雄	去る令和5年9月30日にて永眠（享年65歳）
札幌支部	5417番	三 宅 晴 美	去る令和5年11月25日にて永眠（享年59歳）

■編集後記

ポイントカードは、貯めるのも使うのも楽しいのですが、整理するのは大変ですよね。先日、私も身の回りのものを整理したら、10枚以上のポイントカードが出てきました。その中には、もうなくなってしまったお店のカードもありました。せっかく貯めたポイントを使えなかったのは残念ですが、そのお店の思い出はわりとハッキリ記憶に残っています。ポイントカードは、お店とお客様の絆でもあるのかもしれませんね。今後は、ポイントカードの整理もこまめにやろうと思いました。（吉田充）

久しぶりに映画館に行ってきました。お目当てはゴジラ!!あのゴジラのテーマ曲がたまらなく好きで、以前、一連のゴジラ映画の曲をダビングし、ひたすら車を運転しながら聴いていた。ゴジラの雄叫びから始まる曲や、「ダダダ、ダダダ…」と体に響く低音から始まる曲等その映画によって多少変わってくるのがまたいい。映画そのものは断然日本のゴジラが最高だがハリウッド版のゴジラのテーマ曲もよかったです。今回のゴジラ映画では絶妙なタイミングに「ダダダ、ダダダ…」と流れ、ゴジラ好きには最高のひと時だった。（金崎和子）

家の中をスッキリさせたくて、意を決してもう何年も使っていないものを処分し始めると、決まってその決意を鈍らせるようなことが起ります。捨てるなら言ってくれれば欲しかったのに、なんて言われたり、何年も使っていなかったのに捨てた途端必要になりました。なんだか私の決意を試されているみたいに。今年こそ、悪魔のお試しに負けずに快適空間を手に入れたいのです。（大滝祐子）

現在、私の事務所が入居しているビルは、学生時代に2年間過ごした女子学生会館の2軒隣にあり、前を通るたびに当時を懐かしく思い起します。若い頃は「好きなことを仕事にしたい!これしかできない!」と周りを見ずに突っ走っていましたが、「好き」と「適性」は似て非なるものなのだと実感しています。当時の夢とは違うけど、こんなに楽しく仕事をしているから安心してね、と2X年前の私に伝えられるよう、今を精一杯頑張りたいです。新しい年が皆様にとってよりよい1年となりますように！（大戸宜子）

先日新車がやってきました。これまで平成21年車に乗っていましたので、この15年くらいの間に車が物凄く進化していることに大変驚かされました。燃費はもちろん、事故防止のための安全性能が特に向上していると感じています。今頃気付いたのかと思われるかもしれません、センターラインをはみ出しそうになると警告音で知らせてくれたり、高速道路では前の車に追従してハンドルが自動調整されたり、加速や減速も自動でされるなど、私の若い頃ならエアコン、パワステ、パワーウィンドウの機能が付いていればいいと言われていたと思いますが驚きです。車の世界では遠い昔に取り残された感じですが、仕事に関しては取り残されることのないよう、常に社会情勢を把握して、自分も進化していかたいと思います。

（菊池栄仁）

1週間ほど前、親戚がいる高知へ行くついでに東京に1泊しました（札幌→高知の直行便はないので、せっかくだから…）。人力車に乗るため浅草へ着き、お昼ご飯を…と思ったらどこのお店も長蛇の列。仕方ないからその辺で売っている肉まんを立ち食いで済ませるという味気ないランチ。翌日東京を発つときに羽田空港でお昼を…と思ったらやっぱりどの店も待ちばかり。搭乗の時間もあるし待つ余裕もないため、空港のお弁当を購入して機内で急いで食べる落ち着かない感じ。東京でご飯でこんなに苦労すると思わなかったです。今度から東京へ行く際のご飯屋さんは予約しておこうと思いました。（小田麻紀）

北広島に「エスコンフィールド」、新さっぽろに「B i Vi 新さっぽろ」、すすきのに「ココノススキノ」、狸小路には「モユクサッポロ」、千歳にはラピダスが進出、そして札幌駅周辺の再開発等々…。あと5年、10年もすれば、すっかり街が様変わりしているのかなと思います。ドッグイヤーなどという言葉もありますが、技術の進み方の速さもめまぐるしく、気づけば自分の意識がずいぶんと遅れています。願わくは、いつしか自分自身が浦島太郎のようになってしまわないように、日々様々なものにアンテナを張っていく必要があるのかなと思います。（藤永誠一郎）

2024.新年. 第355号 ● 令和5年12月25日発行

発行人：宮 元 仁
編集人：吉 田 充
発行所：北海道行政書士会
印刷所：株式会社スリーエス印刷

郵便番号 060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目1番6
北海道行政書士会館
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
北洋銀行本店 (普0389444)
ゆうちょ銀行 (振替02730-0-8224)

総 会 員 数		前年同月比	前 月 比
1,975 (個人 1,930・法人 45)		+25	+2
男性	1,695	女性	235

令和5年11月末現在



北海道行政書士会

最新電子会報9~11月掲載

<http://www.sss-p.com/kaiho/>

[HP] <https://www.do-gyosei.or.jp>

[✉] gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

[FB] <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています



北海道行政書士会は
ウポポイを応援しています